

令和3年 No.6

○東京学芸大学研究倫理規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針を踏まえた内容に整理するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年2月10日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学研究倫理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年2月12日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和3年規程第4号

東京学芸大学研究倫理規程の一部を改正する規程

東京学芸大学研究倫理規程（平成15年規程第4号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学研究倫理規程の一部改正について

改正理由：人を対象とする医学系研究に関する倫理指針を踏まえた内容に整理するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）の研究者（大学院博士課程の学生を含む。）が、教育学的、心理学的、医学的又は生物学的研究等の人を対象とする研究のうち、倫理上の問題が生じるおそれのある研究及びこれらの研究結果の公表（以下「研究」という。）を行う場合の留意事項及び手続き等を定め、もって研究対象者及びその関係者（以下「対象者等」という。）の人権を擁護するとともに、本学における研究の円滑な推進に資することを目的とする。</p> <p><u>2 本学における研究の実施については、関係法令、人間を対象とする医学研究の倫理的原則（世界医師会「ヘルシンキ宣言」1964年世界医師会採択。以下「ヘルシンキ宣言」という。）、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「指針」という。）その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第1条の2 この規程において使用する用語の定義は、指針において定めるところによる。</u></p> <p>(留意事項)</p> <p>第2条 前条の研究を行おうとする研究者（以下「研究者」という。）は、各人の自覚に基づいた高い倫理性を保持するとともに、次の各号に留意しなければならない。</p> <p>(1) ヘルシンキ宣言及び指針の趣旨に則して研究を行うこと。</p> <p>(2) 対象者等の人権を尊重すること。</p> <p>(3) 研究を行うことにより、対象者等に不利益及び危険が生じないよう十分配慮すること。</p> <p>(4) あらかじめ対象者等に研究の内容及び方法を説明し、理解を求めた上で、<u>対象者等から書面により同意を得ること。また、同意を得る手続きについては、指針に定める事項を遵守すること。</u></p> <p>(5) 研究の実施に伴って取得された個人情報等について、漏えい、滅失又はき</p>	<p>[省略]</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）の研究者（大学院博士課程の学生を含む。）が、教育学的、心理学的、医学的又は生物学的研究等の人間を直接対象とした研究のうち、倫理上の問題が生じるおそれのある研究及びこれらの研究結果の公表（以下「研究」という。）を行う場合の留意事項及び手続き等を定め、もって研究対象者及びその関係者（以下「対象者等」という。）の人権を擁護するとともに、本学における研究の円滑な推進に資することを目的とする。</p> <p>(留意事項)</p> <p>第2条 前条の研究を行おうとする研究者（以下「研究者」という。）は、各人の自覚に基づいた高い倫理性を保持するとともに、次の各号に留意しなければならない。</p> <p>(1) ヘルシンキ宣言の趣旨に則して研究を行うこと。</p> <p>(2) 対象者等の人権を尊重すること。</p> <p>(3) 研究を行うことにより、対象者等に不利益及び危険が生じないよう十分配慮すること。</p> <p>(4) あらかじめ対象者等に研究の内容及び方法を説明し、理解を求めた上で、<u>研究対象者から書面により同意（研究対象者が未成年者の場合は、本人及び保護者等の同意）を得ること。なお、研究対象者が年少者又は障害者等で、本人の同意を確認することが困難な場合にあっては、保護者等から書面により同意を得ること。</u></p>

損の防止その他の安全管理のため、適切に取り扱うこと。

2 〔省略〕

〔省略〕

別紙様式1

研究倫理審査申請書

年 月 日提出

東京学芸大学長 殿

実施責任者  
所 属  
職 名  
氏 名

受付番号※ \_\_\_\_\_

以下の研究について、人を対象とする研究に関する倫理審査を申請します。

〔省略〕

4 指導教員（実施責任者が大学院博士課程の学生の場合に記載）

所属 職名 氏名

5 研究計画の概要

（研究対象者及び選定方針，研究方法，研究の科学的合理性の根拠等）

〔省略〕

9 研究対象者に対する配慮について

(1) 個人情報保護の方法・取得したデータ等の管理方法  
(2) ~ (4) 〔省略〕

10 研究機関の長への報告内容及び方法

11 研究結果の公表予定について

2 〔省略〕

〔省略〕

別紙様式1

研究倫理審査申請書

年 月 日提出

東京学芸大学長 殿

実施責任者  
所 属  
職 名  
氏 名

印

受付番号※ \_\_\_\_\_

〔省略〕

4 指導教員（実施責任者が大学院博士課程の学生の場合に記載）

所属 職名 氏名

印

5 研究計画の概要

〔省略〕

9 研究における倫理的配慮について

(1) 対象者等の人権への配慮  
(2) ~ (4) 〔省略〕

10 研究結果の公表予定について

[省略]

別紙様式4

研究計画変更申請書

年 月 日提出

東京学芸大学長 殿

実施責任者  
所 属  
職 名  
氏 名

受付番号※ 承認番号※

研究倫理委員会にて既に承認されている研究計画について、以下の変更を申請します。

[省略]

4 指導教員 (実施責任者が大学院博士課程の学生の場合に記載)

所属 職名 氏名

[省略]

6 研究計画の概要

(研究対象者及び選定方針, 研究方法, 研究の科学的合理性の根拠等)

[省略]

10 研究対象者に対する配慮について

(1) 個人情報保護の方法・取得したデータ等の管理方法

(2)~(4) [省略]

[省略]

別紙様式4

研究計画変更申請書

年 月 日提出

東京学芸大学長 殿

実施責任者  
所 属  
職 名  
氏 名

受付番号※ 承認番号※

印

[省略]

4 指導教員 (実施責任者が大学院博士課程の学生の場合に記載)

所属 職名 氏名

印

[省略]

6 研究計画の概要

[省略]

10 研究における倫理的配慮について

(1) 対象者等への人権の配慮

(2)~(4) [省略]

11 研究機関の長への報告内容及び方法

12 研究結果の公表予定について

[省略]

附 則

この規程は、令和3年2月12日から施行する。

11 研究結果の公表予定について

[省略]